令和８年（2026年）７月１日（水曜日）

第　２　号

令和８年第２回北海道議会定例会　予算特別委員会会議録

第２号

令和８年（2026年）７月１日（水曜日）

出席委員

委員長

桐木茂雄君

副委員長

武田浩光君

岡田遼君
千葉真裕君
鶴羽芳代子君
藤井辰吉君
水間健太君
鈴木仁志君
石川さわ子君
鈴木一磨君
山根まさひろ君
和田敬太君
植村真美君
滝口直人君
檜垣尚子君
清水拓也君
船橋賢二君
丸岩浩二君
畠山みのり君
白川祥二君
阿知良寛美君
中野渡志穂君
真下紀子君
高橋亨君
花崎勝君
松浦宗信君
藤沢澄雄君

出席説明員

知事	鈴木直道君
副知事	濱坂真一君
同	三橋剛君
同	加納孝之君
総務部長兼北方領土対策本部長	坂本隆哉君
総務部職員監	飯田滋君
総務部危機管理監	髙山圭一君
総務部イノベーション推進監	笠井敦史君
財産担当局長	奈良華織君
財政局長	藤原啓裕君
原子力安全対策担当局長	鳥井慎一君
財政課長	髙畠研人君
総合政策部長兼地域振興監	中村昌彦君
総合政策部グローバル戦略推進監	大矢邦博君
総合政策部交通企画監	斎藤由彦君
総合政策部次長兼地域づくり担当局長	馬場俊哉君
総合政策部次長兼交通政策局長	清水大貴君

知事室次長	箭本　充君
国際局長	藤嶋泰道君
鉄道担当局長	佐藤寿志君
新幹線担当局長	菅野圭二君
環境生活部長	天野紀幸君
環境生活部アイヌ政策監	髙見里佳君
くらし安全局長	髙木順一君
アイヌ政策推進局長	阿部真理君
野生動物対策担当局長	井戸井　毅君
保健福祉部長	竹澤孝夫君
保健福祉部子ども応援社会推進監	鈴木義和君
福祉局長	片山　崇君
経済部長	水口伸生君
経済部観光振興監	後藤知佳子君
経済部食産業振興監	上原和信君
経済部ゼロカーボン推進監	中富大輔君
経済部次世代社会戦略監	青山大介君
経済企画局長	輿水昌明君
観光局長	佐々木　敏君
ゼロカーボン推進局長	木村重成君
農政部長	鈴木賢一君
農政部食の安全・みどりの農業推進監	野口正浩君
生産振興局長	花岡弘毅君
水産林務部長	野村博明君
水産林務部森と海の未来づくり推進監	近藤将基君
建設部長	関　俊一君
建設部建築企画監	飯沼善範君
住宅局長	芥川昌久君
施設保全防災担当局長	米谷　功君
会計管理者兼出納局長	清水目　剛君
企業局長	所　健一郎君
道立病院部長	東　幸彦君
教育庁教育部長兼教育職員監	猪口浩司君
選挙管理委員会事務局長	藤原和道君
人事委員会事務局長	田中　仁君
警察本部総務部長	久馬昌司君
労働委員会事務局長	佐藤秀行君
監査委員事務局長	岡本收司君
収用委員会事務局長	奥　厚一君

議会事務局職員出席者

議事課参事	金野浩知君	同	中村明広君
議事課主幹	増川真一君	同	真壁りつこ君
同	中川雅年君	同	屋木文映君
議事課主査	加藤邦彦君	同	丈六辰泰君
同	川崎優史君	同	山口徹大君
同	栂尾哲矢君	同	髙澤良幸君
同	山本ひかり君	同	横内颯太君
同	東　優樹君	同	成田忠政君

午前10時１分開議

○桐木茂雄委員長　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔加藤主査朗読〕

１．分科正・副委員長について、

第１分科委員長に　植村真美　委員
同　副委員長に　鈴木仁志　委員
第２分科委員長に　滝口直人　委員
同　副委員長に　岡田　遼　委員

がそれぞれ当選した旨、報告がありました。

１．本日の会議録署名委員は、

鶴羽芳代子　委員
石川さわ子　委員

であります。

○桐木茂雄委員長　それでは、議案第１号、第２号及び第16号を一括議題といたします。

１．各分科委員長の報告

○桐木茂雄委員長　この際、各分科委員長から、分科会における審査経過の報告を求めます。

第１分科委員長植村真美君。

○植村真美第１分科委員長　私は、第１分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は６月24日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、６月26日から、第１分科会各部所管に関わる令和８年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、６月30日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑並びに質問の概要につきましては、配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、子ども施策、働きやすい職場づくり等、交通安全対策、子どもへの情報発信、ギャンブル等依存症対策などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○桐木茂雄委員長　御苦労さまでした。

第２分科委員長滝口直人君。

○滝口直人第２分科委員長　私は、第２分科会に付託されました議案審査の経過につきまして御報告申し上げます。

御承知のとおり、本分科会は６月24日に設置され、同日、正・副委員長の互選を行いますとともに、付託議案の審査方法等につきまして協議を行い、６月26日から、第２分科会各部所管に関わる令和８年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政各般にわたって慎重かつ熱心な質疑が行われ、６月30日、付託議案に対する質疑を終了した次第であります。

各部所管に関わる質疑並びに質問の概要につきましては、配付の報告書により御承知願いたいと思います。

なお、中東情勢への対応、道民生活応援ポイント給付事業と北海道アプリ、物価高対応緊急経済対策、農業課題などに関しては、総括質疑に保留されておりますことを申し添えます。

以上、本分科会に付託されました議案審査の経過を申し上げ、私の報告を終わります。（拍手）

（上の審査報告書は巻末に掲載する）

○桐木茂雄委員長　御苦労さまでした。

以上をもちまして、各分科委員長の報告は終わりました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時５分休憩

午後１時２分開議

○桐木茂雄委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、御報告いたします。

理事会において、千葉(真)委員の建設部所管の中東情勢への対応については、経済部所管の中

東情勢への対応についてに組み入れること、鶴羽委員、和田委員、船橋委員、千葉(真)委員の総括質疑保留事項は、清水(拓)委員が一括して質疑を行うこと、鈴木(仁)委員の次世代型太陽電池については、山根委員の次世代型太陽電池についてに組み入れること、なお、鈴木(一)委員、高橋(亨)委員、岡田委員、鈴木(仁)委員の総括質疑保留事項は、山根委員が一括して質疑を行うこと、中野渡委員の観光振興の課題については、同委員の道立公園等のトイレについてに組み入れること、なお、阿知良委員の総括質疑保留事項は、中野渡委員が一括して質疑を行うこと、石川委員の第３期北海道創生総合戦略については、同委員の子どもへの情報発信についてに組み入れること、なお、白川委員の総括質疑保留事項は、石川委員が一括して質疑を行うこと、また、石川委員の交通・物流政策について、白川委員のエネルギー政策については取り下げること、真下委員の契約等については取り下げる旨、それぞれ申出がありましたので、御了承願います。

１．総括質疑

○桐木茂雄委員長　これより、分科会において質疑を保留された事項について総括質疑を行います。

順次、発言を許します。

清水拓也君。

○清水拓也委員　今日から７月となりました。月も替わりましたが、この2026年も７月ということですから、後半戦に差しかかった日でもございます。

サッカーのワールドカップも、残念ながら、昨日、日本は敗れてしまいましたが、現在開催されているということで、サッカーで例えますと、これから後半戦、いよいよ試合が動くとき、各チーム、各国ともいろいろ戦略を巡らせて、これから後半に向けて非常に重要な局面だと思いますし、そういうときを迎えたというふうに思います。常に動き、そして、状況を見ながら、道民の暮らしを守り抜く、そうした決意を新たにもしているところでございます。

それでは、船橋委員、鶴羽委員、千葉(真)委員、和田委員の総括質疑保留事項を併せ、順次伺ってまいります。

初めに、子ども施策についてであります。

知事は、今定例会における我が会派の代表格質問に対し、早期に実行可能な施策に順次取り組むとし、経済的に困難な状況にある子どもの宿泊体験機会の確保や食料支援、子どもたちに分かりやすい道政情報の発信のほか、乳幼児等医療給付事業の所得制限の撤廃などに取り組むと答弁をなされました。

今回取り組むとした施策は、子どもや子育て世帯にとって大変重要なものであると考えており、各部審査において、各事業の具体的な内容などについて伺ってまいりました。

特に、８月に実施できるよう検討を進めるとした乳幼児等医療給付事業における所得制限の撤廃については評価をいたしますが、具体の時期について明確にすべきと考えるところであります。さらに、道内全ての市町村が、今回の道の方針に沿って事業を活用し、子育て世帯への支援を充実するよう、道として、市町村に寄り添い、丁寧な対応を行うべきと考えますが、知事の所

見を伺います。

○桐木茂雄委員長　知事鈴木直道君。

○鈴木知事　子どもの医療費助成についてでありますが、道内全市町村で実施をしている道の乳幼児等医療給付事業については、一定の所得制限を設けていますが、現在、約９割の市町村が独自に所得制限を撤廃していることに加え、所得制限がある複数の自治体から、道に対し、撤廃を求める要望があり、道が早期に方針を示すことによって計画的な見直しに着手しやすくなること、道が、これを撤廃し、財政支援を行うことで、既に制限のない市町村へは子育て施策の充実に向けた政策資源となり得ることなどを総合的に勘案し、道としては、市町村における受給者証の発行時期であります本年８月からこれを撤廃することといたします。

道では、実施主体である道内全ての市町村において、本事業を利用し、子育て支援を充実していただきたいと考えており、市町村ごとにシステム改修等により、道の補助金の活用時期が異なるなどの実情に配慮するとともに、現在、行っている市町村への対応時期等の調査も踏まえ、個別相談を実施するなど、誰もが安心して子育てできるよう、丁寧な対応に努めてまいる考えでございます。

○清水拓也委員　ありがとうございました。

ぜひとも、鈴木知事には、ただいまおっしゃっていただいたその強い姿勢で、道民の子育て世帯の皆様の安心に向けて寄り添っていただきたいというふうに願うところであります。

次に、札幌医科大学について伺います。

札医大におきましては、現在の入試制度が導入されてから10年余りが経過する中、道内の18歳人口の減少など、大学を取り巻く環境が激変してきております。

各部審査では、現行制度の下で道内校出身者の割合が増加するなど、一定の成果があった一方、近年では、卒業後に道内の医療機関で従事することを明記した確約書の形骸化、少子化による受験者数の減少傾向など、新たな課題が生じているとの認識が示されたところであります。

また、こうした課題を踏まえ、札医大では、現行の道民枠や一般選抜を拡充するなど、入学者選抜枠を再編し、令和10年度の入試からの実施に向けた検討を進めていると承知をしております。

札医大には、今後とも、北海道の医育大学として、その役割を果たし、地域医療に貢献する医療人材を育成していくことが求められると考えます。

そのためにも、現行制度における課題の解決が図られ、地域医療の貢献に高い意欲を持つ能力のある優秀な学生を確保できる入試制度となるよう見直す必要があると考えますが、見解を伺います。

○鈴木知事　札幌医科大学における入試制度についてでありますが、広域分散で医療資源が偏在する本道においては、医師の地域偏在の是正が喫緊の課題であることから、地域医療機関への医師派遣に資する専攻医の確保に向け、札医大の果たす役割は大変重要であると認識をしております。

そうした中、札医大における入試制度の見直しは、確約書の形骸化や受験者数の減少傾向といった課題の解決に向けて進められてきているものと承知をしております。

見直しに当たっては、道民の皆様の健康と医療を守り、地域に貢献できる医師を育てるという目的に沿って進めていくべきものであり、あわせて、入学後の学生の方々に対する地域医療の動機づけの強化といった教育も非常に重要と考えております。

道としては、札医大が次世代を担う人材の育成や専攻医の確保を図り、将来にわたって地域医療に貢献していくため、現在、札医大において検討されている入試制度の見直しが着実に進められ、課題の解決に向けて実効性あるものとなるよう、助言など必要な支援に努めてまいります。

○清水拓也委員　入試制度の見直しにつきまして、ただいまお答えをいただきました。

この入試制度の効果の検証と言っても、学生さんが入学してから卒業してお医者さんになってとなりますと、当然、相当な時間を要することも想定されますし、また、新たにその時代に合わせた課題というのが刻々と現れるというふうにも思います。必要に応じて、不断にこの制度を見直し、また、専門的な知識も得ながら、最適な入試制度となるよう願うところでございます。

次に、人事施策についてであります。

各部審査では、今年度から新たに、難病患者の方々を対象としたインターンシップと採用試験を実施するとともに、安心して働き続けることができる職場環境づくりを進めていく旨の答弁がありました。

難病があっても、働きたい、社会の中で役割を持ちたい、こう願う方は多くいらっしゃいますし、最新の治療や働き方の工夫により、社会で活躍できる範囲は大きく広がっているものと受け止めております。

しかし、法律で一定数の雇用が義務づけられている障がい者とは異なり、難病患者の雇用は義務づけられていないため、難病患者の方々からは、雇用がなかなか進まないという切実な声が寄せられております。

そうした中での今回の道の取組は、難病患者の方々の就労機会を広げるとともに、社会全体に対し、難病患者の雇用に関する理解を広げる大切な一歩であります。今回の取組を契機とし、他の任命権者にも同様の動きが広がり、さらには、市町村や民間企業にも波及していくことが、難病患者の方々の就労機会の一層の拡大につながるものと期待しております。

道においては、難病患者の方々の採用やインターンシップを着実に実施するとともに、本道におけるこうした雇用の促進に向けて、今後どのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事　難病患者の方々の採用などについてでありますが、難病患者の方々の就労機会の拡大に向けては、道自らが率先して行動し、道民の皆様の理解を深め、社会全体で応援する機運を醸成していくことが重要であると認識しております。

このため、道では、今年度から新たに、難病患者の方々を対象にインターンシップと職員採用試験を実施することとし、個々の特性に応じた配慮を行うなど、治療と就労を両立できる職場環境づくりを進めているところでございます。

道としては、難病患者の方々の声に丁寧に耳を傾けながら、こうした取組を着実に進めることはもとより、他の任命権者と連携し、就労機会の拡大を図っていくほか、行政や医療、福祉、民間企業の皆様が参画した会議の場を通じて雇用への理解促進に努めるなど、難病患者の方々が療養しながら安心して働き、地域で暮らし続けられる共生社会の実現に向けて不断に取り組んでまいります。

○清水拓也委員　今、個々の特性に応じた配慮、そういう御答弁もいただきましたが、この指定難病は348疾病がありますし、加えて、その方その方によって症状も違う、また、その日その日によっても違うこともあると思います。

ちょっと私ごとで恐縮ですが、私も大病を患いまして、今いろんな薬を飲んでおりますが、筋肉が痛いだとか、喉が物すごく渇くとか、こういうことがあるので、見た目には分からないかもしれませんが、その方に応じた配慮というのは極めて重要であると思います。せっかく道庁に入っていただいても、その配慮不足によってその方が辞めてしまわれるということがあってはいけないことだというふうに思いますし、ぜひとも、今の御答弁のとおり、他の部署、民間企業にも広まっていくような、そうした動きになっていただきたい。そして、それによって道庁の職場環境が改善される、そういうような動きになってほしいと願うものでございます。

次に、野生鳥獣対策に関し、まず、エゾシカ対策についてであります。

エゾシカによる影響は、農林業被害に加え、令和７年の交通事故発生件数は6705件、また、令和７年度の列車の運行支障が4810件と、いずれも過去最多となるなど、道民生活の広範囲に及んでおります。

各部審査では、これまでの取組と今年度の取組について伺いましたが、道の緊急対策期間１年目となる令和６年度のエゾシカの捕獲数は15万8000頭と、前年度は上回るものの、捕獲目標の18万5000頭には届いておりません。

道では、今年度も狩猟期間の延長などによる市町村の捕獲数の上積みや、道による集中捕獲箇所の増などの取組を進めるとしていますが、これまでの実績を見ますと、目標達成は極めて厳しいと言わざるを得ない状況です。

道としては、令和７年度の捕獲数はどの程度と見込んでいるのか、また、これまでの取組をどのように検証し、今後、目標達成に向けどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

○鈴木知事　エゾシカ対策についてでありますが、道では、エゾシカ対策の強化は喫緊の課題との認識の下、これまで、市町村による捕獲促進に加え、低減効果の高い雌の捕獲や捕獲困難地での対策強化など、関係団体が一体となって取り組んでまいりました。

こうした中、令和７年度の捕獲数は、多くの皆様に御協力をいただき、１次集計段階では、令和６年度の15万8000頭を上回り、17万頭を超え、過去最多となる見込みとなっております。

道としては、さらなる捕獲数の上積みによる目標達成に向け、これまでの取組に加え、猟期の延長による狩猟機会の増加に取り組むとともに、北海道鳥獣被害対策タスクフォースを活用した

国有林等における捕獲拡大やデジタル技術による対策の高度化を進めるなど、地域の実情に応じた様々な対策を効果的に組み合わせ、エゾシカ対策の一層の強化に取り組んでまいります。

○清水拓也委員　質問でも申し上げましたが、列車の運行支障が約4800件と。運行支障でありますので、重大なものから軽微なものまでいろいろあると思います。私は、選挙区が帯広なので、札幌－帯広を往復することが多くございますが、トマム周辺になりますと、特に金曜日、議会が終わってから帯広に帰る夜、かなりの確率で事故に遭うように思いますし、これはちょっと時間が読めないというのが非常につらいものであります。

また、１次集計段階で17万頭を超えて過去最多ということでありますが、目標頭数は18万5000頭ですから、その目標に向けて、御答弁にもございましたとおり、これからのデジタルの発達、捕獲技術の研究というのはますます進んでいくことと思いますので、捕獲の充実拡大に向けて、今まで同様、より一層、取組を進めていただきたいというふうに思います。

次に、ヒグマ対策についてであります。

今年度も道内各地の市街地でヒグマの出没が相次ぎ、既に士別市と下川町では緊急銃猟が実施されています。

各部審査では、昨年度の捕獲実績、前年度の約５倍となった予算の活用状況について、ガバメントハンターの任用や役割、市町村への支援などについて伺いました。

昨年度のヒグマの許可捕獲数は、速報値で過去最多の2115頭、また、捕獲実績があった市町村数は134に上るとのことでした。一方で、春期管理捕獲の実施市町村は、昨年よりは増加したものの、57市町村にとどまっています。また、本年３月末現在、ゾーニング管理計画を策定済み、または、昨年度中に策定予定の市町村も全体の３割ほどとなっています。

春期管理捕獲の拡大やゾーニングの推進、緊急銃猟への体制強化など、市町村間の取組に差が生じないよう、専門的職員が配置された振興局が中心になった支援の強化が必要と考えますが、今後どのように取り組む考えか、知事の見解を伺います。

○鈴木知事　ヒグマ対策についてでありますが、道内各地でヒグマの出没が相次ぐ中、人とヒグマのすみ分けを行うゾーニング管理を推進しながら、出没対応を担う地域の体制を強化していくことが重要であります。

このため、道では、これまで、市町村向けの研修や出没対応訓練、春期管理捕獲による人材育成などを進め、本年度、全振興局に専門的職員を配置し、道の支援体制の充実も図りました。

現在、52市町村がゾーニング管理計画を策定しておりますが、42の市町村が計画の策定に向け取り組んでいるところであり、道としては、振興局を中心に、ヒグマの生息や出没といった地域の状況を踏まえた取組を後押ししながら、ゾーニング管理や春期管理捕獲、緊急銃猟に備えた訓練など、本年度拡充した予算も活用し、市町村支援の充実を図り、道民の皆様が安心して暮らすことができるよう、ヒグマ対策の一層の強化に取り組んでまいります。

○清水拓也委員　次に、中東情勢への対応に関し、まず、道民生活等への対応についてであります。

中東情勢の先行きがなお不透明な中、道では、今定例会において、ＬＰガス利用者や特別高圧電力利用事業者への支援、中小企業者等の資金繰り対策などを盛り込んだ追加補正予算案を提案するとともに、物価高対応緊急経済対策を改定し、価格、供給、経営、省エネ・新エネなどの観点から、当面必要な対応を進めることとしております。

各部審査では、知事の指示の下、地域の実情把握や必要な支援の検討を進めるとともに、関係各部や振興局によるプロジェクトチームを編成し、供給状況や支援ニーズの把握に取り組むとの考えが示されました。

一方で、道の調査では、中東情勢の悪化による石油化学製品などの調達への影響について、影響があると回答した企業が全体の約６割、実に製造企業では７割を超えており、建築資材や塗料、プラスチック製品など、幅広い分野で影響が生じております。さらに、燃料価格の変動は、時間差を持って電気料金などに反映することも指摘されており、道内経済や道民生活への影響が長期化することが懸念されております。

我が会派は、６月９日、知事に対し、地域の実情を丁寧に把握し、積雪寒冷かつ広域である本道の特性も踏まえ、国に対して必要な対策を求めるよう申し入れたところであります。

知事は、今後、道内経済や道民生活への影響をどのように把握し、影響の長期化も見据えながら、状況の変化に応じた対策をどのように機動的に進めていく考えか、所見を伺います。

○鈴木知事　道民の皆様の生活等における影響への今後の対応についてでありますが、本道では、中東情勢の影響の長期化が懸念され、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営は大変厳しい状況にあることから、このたび、道では、道議会各会派の皆様からの要望も踏まえ、ＬＰガス料金、特別高圧電力料金への支援や、短期の運転資金にも対応する道制度融資の特別枠の設定といった補正予算案を提案したところでございます。

今後は、プッシュ型の事業者支援を強化するため、新たに庁内プロジェクトチームを編成し、国や関係団体の方々と連携して、課題を抱えている地域の事業者の皆様の実情を丁寧に把握し、必要な支援施策の紹介などを機動的に行うほか、これを通じて得られたニーズや幅広い分野の方々の声、広域分散で積雪寒冷といった本道の特性を踏まえ、国に対し必要な対策を求めてまいります。

道としては、今後とも、中東情勢や国の政策動向などを注視しながら、道民の皆様や事業者の方々からの声に真摯に耳を傾け、状況の変化に応じて適切に対応できるよう取り組んでまいります。

○清水拓也委員　ありがとうございました。

庁内プロジェクトチームの編成によりまして実情をしっかりと把握するということを重ねておっしゃっていただきました。私は、これは非常に重要なことであるというふうに考えていまして、各地域の産業構造によって、ニーズというのでしょうか、お困り事も様々あるというふうに思いますので、ぜひその影響をしっかり把握していただきたいと思います。

また、14振興局内にもそうしたプロジェクトチームをつくられるということで、まさに私が心

配していた、そういう本当にきめ細かな対応によってニーズを把握して国に求めていく、そういうことを求めたいというふうに思っておりましたので、それにしっかり取り組んでいただきたい。それから、北海道の冬、先ほどの御答弁の中でも積雪寒冷という本道特性についてもございましたが、私は、この冬以降、灯油がどうなるのかとか、今年に限らずでございますが、いろいろ心配な点があるというふうに思いますので、除雪のことも含めまして、冬に向けての備えというのか、考えというのも必要だと思いますので、何にせよ、細やかな状況をぜひ把握していただいて、施策に反映していただきたいというふうに切に願うところでございます。

最後に、建設分野への対応について伺います。

各部審査におきまして、中東情勢に伴う建設分野への影響について伺ったところ、建設業界からは、アスファルト価格の高止まり、塗料などの一部の建設資材に価格の上昇や出荷制限が生じているほか、こうした状況が長期化した場合には、工事費の増加などの影響に対する懸念の声が上がっているということでありました。

また、道が６月下旬に取りまとめました調査結果では、中東情勢が緊迫化する前の本年２月に比べ、アスファルト合材は約23％、塗料用シンナーは約31％上昇しているとのことであります。

道では、最新の資材価格などを反映した予定価格の設定や、いわゆるスライド条項の運用、工期の柔軟な延長などにより対応しているとのことでありますが、資材価格の高騰や供給面の不安が続けば、公共工事の円滑な実施に影響が及ぶことも懸念されます。

公共事業は、社会資本の整備はもとより、維持管理や災害への対応など、地域の安全、安心を支える重要な役割を担っております。今後、公共事業の安定的な実施に向け、どのように対応していく考えなのか、伺います。

また、例年、第３回定例会において、道民の安全確保などを図るため、道路の補修や河川整備などの防災対策などを行う投資的事業を補正予算として計上しているものと承知をしておりますが、中東情勢などの影響も踏まえ、今後どのように対応する考えか、併せて伺います。

○鈴木知事　建設工事における今後の対応についてでありますが、中東情勢の不安定化に伴い、建設資材の価格が上昇する中、道民の皆様の安全、安心はもとより、暮らしや経済活動を支える社会資本の着実な整備や適切な維持管理は重要であります。

こうした認識の下、道では、最新の資材価格等を反映した予定価格の設定のほか、スライド条項の運用や工期の柔軟な延長などについて受注者の方々と協議を行いながら、建設工事の円滑な執行に適切に対応しているところでございます。

道としては、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう、引き続き、こうした取組を進めるとともに、今後の資材価格の動向やスライド条項の運用による工事費の増加等の影響を見極め、社会資本の着実な整備に必要な予算の確保に向け、一層取り組んでまいります。

○清水拓也委員　ありがとうございました。

暮らしを支える社会基盤の整備、これまでも、コロナ禍あるいは近年の円安において、建設資材の高騰、ひいては経営の圧迫と、今、建設産業は厳しい状況に置かれていると私は認識してお

ります。それに加えて、この中東情勢ということで、しっかりと事業者との協議、対話も通じた中で、工事費などへの影響を見極めまして、柔軟に、そしてスピーディーに対応できますよう、その準備を求めたいと思います。以上、申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○桐木茂雄委員長　以上で清水(拓)委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

山根まさひろ君。

○山根まさひろ委員　冒頭、先ほどもありましたけれども、北海道も７月１日から後半戦となり、いい季節になってくるというふうに思いますが、第２回定例道議会で提案されたこの提案に対しまして、私も真摯に質問してまいりますので、知事におかれましても議論の深まる答弁をお願いしたいなということを冒頭お願いしまして、質問に入ってまいります。

それでは、通告に従いまして、岡田委員、鈴木(仁)委員、鈴木(一)委員、高橋(亨)委員の総括質疑保留事項を併せまして、順次質問を行ってまいります。

まず、働きやすい職場づくりなどについてお伺いいたします。

各部審査では、道庁本庁舎のフロア改修など、執務環境改善事業の内容や進め方について伺いました。明るく開放的でコミュニケーションが取りやすい職場は、職員の採用や離職防止にも役立ちますし、職員のモチベーションを引き上げるためにも有効と考えます。

全ての職員が働きやすい環境を整えていくことは、雇用主である知事の責務であります。知事のリーダーシップの下、この事業の意義や効果をしっかりと説明しながら、取組を積極的かつ速やかに進めていくべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

○桐木茂雄委員長　知事鈴木直道君。

○鈴木知事　働きやすい職場づくりについてでありますが、働き方改革の進展など、職員を取り巻く環境が大きく変化する中、道政を効果的、効率的に進めていくためには職員の働きやすい職場づくりが重要となることから、昨年度、オープンフロア化など、執務環境改善の取組に着手したところでございます。

この取組の推進に当たっては、職員のモチベーションや生産性の向上につながるよう、整備の内容や時期について、若手職員をはじめ、多くの職員から意見を聞き、具体的な内容に反映してきたところであります。

今後、こうした取組を通じた行政サービスの質の向上といった効果などについて分かりやすく発信し、道民の皆様の御理解を得ながら、職員が十分に能力を発揮できる職場づくりに取り組んでまいります。

○山根まさひろ委員　知事が、働きやすい職場をどのように描いているのか、考えやコンセプトが不明確のまま、道庁フロアごとに執務環境改善事業が進んでおります。道職員の定着、離職防止が課題となる中、どういった環境で仕事をするかということは大変重要なことであります。この取組を広く社会にＰＲしながら、できるだけ早く新しい環境を整えていくよう求めて、これは

指摘といたします。

次に、道職員の兼業、副業についてお伺いいたします。

４月１日から、職員の兼業、副業が認められる範囲を拡大する新制度がスタートいたしました。しかし、予備自衛官との兼業はいささか趣を異にいたします。

一般の兼業は、所属長の承認を受けなければなりませんが、予備自衛官の場合、予備自衛官に任命された後、招集を受けた場合は、これに応じる義務があります。そして、その場合、所属長の承認は必要ありません。さらに、防衛出動等の際には、自衛官として上官の命令に従う義務を負い、命令違反には拘禁刑が科せられる場合もあります。

予備自衛官が招集される場合は、安全保障及び大規模災害などの有事となりますが、同時に、道職員としても、災害時における防災対応や被災者支援、復旧業務などの重要な役割が課せられます。

予備自衛官としての義務と公務員としての職務、責務が競合した場合、どちらが優先されるのか、職員の任命権者である知事の所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　予備自衛官等についてでありますが、本年６月、いわゆる予備自衛官等兼業特例法が公布され、公務員について、予備自衛官等に採用または任用されるときは任命権者の承認を受けることができることや、職員が招集に応じるため、勤務しない時間に関し、職務専念義務の規定は適用しないことなどについて定められ、公布後１年以内に施行されるものと承知しております。

また、国は、今後、国家公務員に係る兼業承認を受ける際の承認基準などについて、必要な省令等の制定を行うとともに、地方公務員の取扱いは別途通知することとしているほか、予備自衛官等の招集について、可能な限り本来の勤務先の公務に影響を与えないよう努める旨の見解が示されており、道としては、今後、国から示される具体的な取扱いなどを踏まえ、適切に対応してまいります。

○山根まさひろ委員　次に、原発避難計画について伺います。

鈴木知事は、泊原発３号機の再稼働に同意いたしました。知事は、施設の安全は電気事業者、規制基準に関わる審査は規制委員会と、原発事故が起きた場合の責任の所在を電気事業者と政府に押しつけているように感じますが、知事の最大の責務は道民の命と暮らしを守ることではないでしょうか。このことについて知事の所見をお伺いいたします。

また、避難計画や避難シミュレーションは常に見直さなければならないと思いますが、併せて所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　原子力防災対策についてでありますが、道では、能登半島地震で明らかとなった課題や、新たな放射線防護施設、避難道路などを反映した防災計画の改正を行っており、国においても、道や関係町村の計画の改正等を踏まえ、昨年７月に「泊地域の緊急時対応」を改定したところでございます。

また、避難時間推計シミュレーションについては、令和２年に、国の原子力災害対策指針の変

更などを踏まえ、実施しているものであり、今後の実施に当たっては、重点区域内の居住人口や道路の整備状況など、社会情勢の変化も踏まえながら検討する必要があると考えております。

私としては、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、今後とも、国や関係自治体、防災関係機関の方々と緊密に連携協力し、訓練の充実や様々な媒体を活用した防災知識の普及啓発を行いながら、道民の皆様のさらなる安全、安心の確保に向け、取り組んでまいります。

○山根まさひろ委員　答弁いただきましたが、これは再質問させていただきます。

再稼働に同意したのは知事御自身でございます。原子力防災対策に終わりはないのだから、常に最新の情報で避難計画や避難シミュレーションを見直していくべきであります。

夏の観光客ピーク時には、ＰＡＺ圏内の泊村の要配慮者がＵＰＺ圏外へ避難するのに最大16時間45分が必要だというシミュレーションの結果は６年前のものでございます。こうした状況を踏まえると、最新のシミュレーション結果を住民に示すべきと考えますが、改めて知事の所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　原子力防災対策についてでありますが、避難時間推計シミュレーションについては、令和２年に、国の原子力災害対策指針の変更などを踏まえ、実施しております。

今後の実施に当たっては、重点区域内の居住人口や道路の整備状況など、社会情勢の変化も踏まえながら検討する必要があると考えております。

○山根まさひろ委員　次に、子ども政策についてお伺いいたします。

まず、乳幼児等医療給付事業の所得制限撤廃について、知事は、８月を目途に所得制限を撤廃する方針を示しましたが、対応する市町村側では、条例改正やシステム改修、必要予算の確保、住民への周知、問合せ対応など、様々な負担や混乱が懸念されます。

これまで道と同一基準で所得制限を設けてきた札幌市は、本年度の当初予算で財源を確保できずに、所得制限撤廃を見送った経緯があります。他の所得制限を導入する市町村においても、道の制限撤廃に時期などを合わせると、折半補助のため、財源確保が難しい状況にあると苦慮しております。８月までに２か月もないタイミングでの撤廃表明は、関係市町村との連携や意思疎通のみならず、そうした市町村への配慮に乏しいものと言わざるを得ません。

そこで、現在も所得制限を設けている市町村、とりわけ札幌市との連携についてどのように取り組んでいくのか、今後の対応について知事の所見をお伺いいたします。

また、所得制限撤廃により財源確保が課題となる市町村に対し、システム改修費用なども含め、道はどのように対応するのか、所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　乳幼児等医療給付事業についてでありますが、本事業における所得制限については、現在、約９割の道内市町村で独自に撤廃していることに加え、所得制限がある複数の自治体から、道に対し、撤廃を求める要望があり、道が早期に方針を示すことによって計画的な見直しに着手しやすくなること、道がこれを撤廃し、財政支援を行うことで、既に制限のない市町村へは子育て施策の充実に向けた政策資源となり得ることなどを総合的に勘案し、道としては、市町村における受給者証の発行時期を踏まえ、本年８月から所得制限を撤廃することといたします。

本事業の対象者の多くを占める札幌市とは、これまで定期的に意見交換を行ってきているところであり、道では、実施主体である道内全ての市町村において、本事業の活用により子育て支援を充実していただきたいと考えており、現在行っている市町村への対応時期やシステム改修等の費用に係る調査を踏まえ、個別相談を実施するなど、丁寧な対応に努めてまいります。

○山根まさひろ委員　今後とも市町村行政に十分配慮して対応を行うよう強く求め、これは指摘といたします。

次に、宿泊体験事業について、ひとり親は、仕事などに追われて時間がつくれず、居住場所によっては宿泊施設が遠いなど、不公平感を生じる懸念があることから、参加できない家庭に対して道としてフォローする支援策を講じてはどうかとただしましたが、受入れ宿泊事業者や支援団体から意見を聞きながら見直しを検討するなど、子どもの体験活動の充実に取り組むとの答弁に終始いたしました。

「こどもまんなか」の理念に沿って、子どもが誰も置いてきぼりにならないよう、様々な事情で宿泊体験事業に参加が困難な家庭へのフォロー策も道として検討すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　子どもの体験機会の確保についてでありますが、子どもの健やかな成長のためには、生育環境の違いにかかわらず、遊びや文化芸術活動、スポーツなどといった体験に触れることが重要であります。

このため、道では、昨年度から、経済的な理由などにより体験活動を行うことが難しい子どもたちに対し、様々な体験機会を提供する団体等の取組を対象に、子どもの体験活動促進事業により支援をしており、今般、ひとり親家庭の皆様を支援する団体からの要望や、宿泊事業者の方々から御提案いただいたことを踏まえ、今年度、新たに、ひとり親家庭の皆様を対象とした宿泊体験機会の確保に取り組むこととといたしました。

道としては、本取組の成果や課題を踏まえて、ひとり親家庭の当事者の皆様や支援団体の方々などのほか、こども施策審議会からの御意見もお聞きしながら、子どもの体験活動の充実に向けて取組を進め、本道の全ての子どもたちが将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、取り組んでまいります。

○山根まさひろ委員　次に、道民生活応援ポイント給付事業と北海道アプリについてお伺いいたします。

本事業の効果を十分に発揮するためには、対象者が円滑に申請し、速やかに給付を受けられることが何より重要です。

事業開始直後から、登録情報の不備により支援が受けられない方が生じたことは、制度への信頼にも関わる問題ですが、知事の所見を伺うとともに、再発防止について併せて所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　道民生活応援ポイント給付事業についてでありますが、道では、６月25日からポイント給付事業の受付を開始し、こうした中で、一部の市町村において対象の方がポイントを受け

取ることができない事象や、対象者でない方に案内はがきが届いた事象がコールセンターへの相談で寄せられ、事実確認を行ったところ、該当する市町村から提供を受けた世帯主データの内容の一部に不備が判明したものであり、こうした事象が発生したことで、道民の皆様に御心配と御迷惑をおかけしたと受け止めております。

これを受け、道では、類似の事象が発生した場合の影響を最小限にとどめるため、直ちに、全市町村に対し緊急調査を実施するとともに、コールセンターへの問合せ内容や道のＳＮＳへの投稿等も分析し、様々な手法で状況把握に努め、不備があった市町村ではデータの修正作業を進めるなど、必要な対応を実施してきました。

道としては、引き続き、委託事業者と連携して不具合などに関するモニタリングを継続し、新たな事象が生じた場合には速やかに対応していくことで、多くの道民の皆様への円滑な給付に努めてまいります。

○山根まさひろ委員　住民基本台帳の情報など市町村データの提供を求める場合は、様式を示しながら事細かく丁寧に依頼し、データ提供後も、再度、市町村にチェックを要請するなど、より綿密な対策を図るよう、これは指摘といたします。

次に、行政サービスの公平性についてお伺いいたします。

重点支援地方交付金の活用は、法的義務ではなく、地域の実情を踏まえ、北海道が主体的に判断する自治事務であります。各部審査においても、必ず受け入れなければならないものではないとの答弁がありました。

また、行政サービスの公平性については、国が電気・都市ガス利用者への支援を実施していることから、道として、ＬＰガス及び特別高圧電力利用者への支援を行うことは公平性の観点から問題ないとの答弁でございました。

確かに、制度開始当初の１回目、２回目の支援であれば理解できます。しかし、今回でＬＰガスは６回目、特別高圧電力は７回目の支援となります。同じ対象への支援が繰り返される一方で、物価高騰の影響を受けながら支援の対象とならない方々や事業者も数多く存在しております。

このような状況を踏まえると、行政サービスの公平性の観点から、支援対象に著しい偏りが生じていると言わざるを得ません。知事は、この繰り返される支援について、公平性をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○鈴木知事　事業の公平性についてでありますが、道では、本道のエネルギー価格が高止まりしていることから、道民の皆様や事業者の方々の負担軽減を図るため、このたびの国の電気・ガス料金の支援施策に呼応し、国の支援の対象外となるＬＰガス、特別高圧電力の利用者支援を行うこととし、今般、本定例会において補正予算案を提出したものでございます。

道としては、対策の検討に当たっては、本道における道民の皆様や事業者の方々の支援ニーズを踏まえ、国が行う対策の内容も勘案し、支援対象や事業内容を検討することが重要と考えております。

こうしたことから、今般の電気・ガス料金の支援においては、エネルギー価格の高止まりで足元の道民の皆様の生活や事業者の方々の経営に大きな影響が及んでいることを勘案し、国と道の政策を組み合わせることで、特定の対象者ではなく、幅広い対象者の方々に支援をお届けできるものと考え、事業化したものであります。

○山根まさひろ委員　僕は、今、公平性の観点から聞いたのですけれども、答弁は僕の質問に全然答えてはいなくて、先ほど質問で言いましたけれども、１回目、２回目ならまだ理解はいたします。これは、次をやるともう６回目、７回目となるわけでございますから、そういったときに、この現状に鑑みると支援が行き届いていない層がまだまだたくさんあるわけですよね。そこに対しての公平性をどう考えているのですかという質問なのですよ。その辺は答えていませんので、知事、もう一回、ちょっと答えていただきたいというふうに思います。

○鈴木知事　物価高対策などについてでありますが、道としては、対策の検討に当たっては、本道における道民の皆様や事業者の方々の支援ニーズを踏まえ、国が行う対策の内容も勘案し、支援対象や事業内容を検討することが重要であると考えています。

こうしたことから、今般の電気・ガス料金の支援においては、エネルギー価格の高止まりで足元の道民の皆様の生活や事業者の方々の経営に大きな影響が及んでいることを勘案し、国と道の政策を組み合わせることで、特定の対象者ではなく、幅広い対象者の方々に支援をお届けできるものというふうに考えまして、事業化をしたものでございます。

○山根まさひろ委員　いや、全然答えていないわけですよね。

では、公平性ということであるならば、数多くある業種に対し、どの程度、支援が行き届いたという考えなのですか。知事はどのように思って、６回目、７回目となるに至った考えを、もう一回、ちょっとお聞かせください。公平性の観点を言っています。

○鈴木知事　物価高対策等における公平性についてでありますが、今般の電気・ガス料金の支援においては、エネルギー価格の高止まりにおきまして、足元の道民の皆様の生活、そして事業者の方々の経営に大きな影響が及んでいる、このことを勘案いたしまして、国と道の政策を組み合わせることで、特定の対象者ではなく、幅広い対象者の方々に支援をお届けできるものということで考えまして、公平性ということでございますが、事業化したということでございます。

○山根まさひろ委員　次に行きます。

今後、国の補正予算が措置される場合には、これまで繰り返し実施されてきた対症療法的な施策だけではなく、北海道の将来を見据え、若年層への支援や少子化対策、住宅の省エネ化、高断熱化など、将来の負担軽減や地域経済の活性化につながる施策を積極的に展開していくことが重要であると考えます。

こうした取組は、若い世代の定住促進や子育て環境の充実につながるだけではなく、エネルギーコストの恒常的な削減やゼロカーボンの推進にも資するものであり、一時的な支援に終わらない、将来への投資であります。今後、国の補正予算の活用に当たっては、このような視点を取り入れ、北海道の持続的な発展につながる施策へと転換していくべきと考えますが、知事の所見を

お伺いいたします。

○鈴木知事　国の補正予算の活用の考え方についてでありますが、本道の活性化に向けては、物価高騰など、足元の厳しい経済情勢に対応する影響緩和策に加えて、経済成長政策や少子化対策など、中長期的な視点による政策にも取り組んでいくことが重要と認識しています。

こうした中、今般、国が都道府県に対して措置する重点支援地方交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者の皆様や事業者の方々に対する足元の支援を主目的とし、この目的に合致し、国が効果的と考える推奨事業メニューが示されております。

道では、このたびの経済対策の検討に当たっては、当初予算で措置した経済対策や中長期的な本道の活性化に向けた政策などに加えて、当初予算編成後に発生した中東情勢の影響を受け、国の推奨事業メニューも踏まえながら、道民の皆様や事業者の方々の足元の影響緩和に向け、電気・ガス料金の支援など、支援が幅広く行き渡るような対策を新たに講じるものでございます。

○山根まさひろ委員　答弁をいただきました。電気・ガス料金の支援など、支援が幅広く行き渡るような対策を新たに講じるものとの説明がありました。

しかし、ＬＰガス支援は、先ほども言いましたが、今回で６回目、特別高圧電力に関してはもう７回目となります。これまで繰り返し実施してきた施策であるにもかかわらず、答弁では、新たな施策というふうに答弁されておりますが、どの施策を新たとしているのか、ちょっとお聞かせください。

○鈴木知事　経済対策についてでありますが、道では、このたびの経済対策の検討に当たっては、道民の皆様や事業者の方々の足元の影響緩和に向け、電気・ガス料金の支援など、支援が幅広く行き渡るような内容を当初予算に追加して提案したものであり、当初予算にはない新たな提案となることから、新たに講じると答弁をいたしたものでございます。

○山根まさひろ委員　答弁いただきましたけれども、この今回の追加補正予算の施策をもって新たな支援策ということをおっしゃったのですか。もう一度お聞かせください。

○鈴木知事　経済対策についてでありますが、当初予算に追加して提案をしたものでございます。当初予算にはない新たな提案となることから、新たに講じるという答弁をいたしました。

○山根まさひろ委員　６回か７回、もう次にやったらそういう支援になりますけれども、これを新たと言うのはいかがなものかというふうに思います。

先ほど清水(拓)委員への答弁でもありましたが、プロジェクトチームをつくるということでございましたけれども、このプロジェクトチームは、補正予算に対して今後また国が措置した場合に検討するプロジェクトチームなのですか。それとも、恒常的に置いておいて、経済対策でいろんな対策を打つプロジェクトチームをつくるということを先ほど言われていたのか、ちょっとお聞きします。

○鈴木知事　今後の対応について、庁内プロジェクトチームについてでありますが、道では、中東情勢の影響の長期化が懸念をされますので、今後は、プッシュ型の事業者支援の強化をするため、新たに庁内プロジェクトチームを編成し、国や関係団体と連携して、課題を抱えた地域の事

業者の方々の実情を丁寧に把握して、必要な支援施策の紹介などを機動的に行うほか、これらを通じて得られたニーズや幅広い分野の方々の声、広域分散で積雪寒冷といった北海道の特性を踏まえて、国に対して、必要な対策についても、このチームでしっかり声を拾いながら求めていきたいというものでございます。

○山根まさひろ委員　答弁いただきました。物価高騰対策は、これはとても必要だというふうに思っています。同じ支援を繰り返すだけでは、行政サービスの公平性や財源の効果的な活用の視点からも、私はちょっと問題があるというふうに思っております。

今後は、対症療法だけではなく、若年層支援や少子化対策など、北海道の未来につながる原因療法的な施策へ展開していく必要があって、それが、５年後、10年後にしっかり生きてくるという予算の使い方が必要であるというふうに思っております。ここは指摘をしておきますので、ぜひ、次の施策を考えるときには参考にしていただきたいというふうに思います。

次に、地域公共交通について伺います。

人口減少や高齢化により交通空白地域などが広がる中、移動ニーズの把握に努めつつ、輸送資源のフル活用や既存交通の最適化、厳しい交通環境にある現状に鑑みた新たな支援の実施などを通じて、持続可能な地域交通体系を確保することが重要です。

あわせて、道が、地域交通ネットワーク等を通じて、当該地域の公共交通の在り方や将来像を地域とともに描き、通院、通学など生活を支える路線バス等の公共交通の維持に向けて積極的に関わることが重要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　地域交通の確保についてでありますが、利用者の減少や人手不足が深刻となる中、道では、広域的な地域公共交通計画を策定し、利便性を確保しながら、地域交通の最適化等に取り組んでまいりましたが、バス路線の休廃止により交通空白といった課題が顕在化するなど、本道を取り巻く交通環境は厳しさを増しているものと認識しています。

道としては、今後、外国人材を含む多様な人材の確保をはじめ、利便性向上等の観点から、詳細な移動実態を把握するためのモビリティーデータの活用や、利用者の減少、人手不足といった交通環境の変化に対応した支援制度の検討に取り組むことに加え、自家用有償旅客運送やスクールバス等、地域の輸送資源をフル活用して交通空白の解消を進めるなど、交通を取り巻く課題に向き合い、事業者や自治体の方々など、関係者間の連携強化を図りながら、持続的な地域交通の維持確保に向け、取り組んでまいります。

○山根まさひろ委員　次に、政府は、現在、国産技術である次世代型太陽電池 ―― ペロブスカイト太陽電池の産業化を国家プロジェクトとして位置づけ、自衛隊施設での実証を皮切りに、公共施設への導入拡大を進める方針を示しております。

こうした国の動きを好機と捉え、北海道の特徴を生かした実証フィールドの提供や関連産業の集積を積極的に進め、次世代型太陽電池のサプライチェーンの一翼を担うべきと考えますが、北海道がどのように役割を果たしていくべきと考えているのか、知事の所見をお伺いいたします。

また、各部審査でもただしましたが、道が所管する公共施設は１万7816棟ある一方で、再生可

能エネルギー設備が導入されている施設は43施設にとどまっております。この現状では、知事が掲げるゼロカーボン北海道の実現に向けた取組は必ずしも十分とは言えません。

今後、国は、公共施設へのペロブスカイト太陽電池の導入を推進する方針を示しております。

北海道としても、この機会を積極的に生かし、道有施設をはじめとする公共施設への導入を戦略的に進めるべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　次世代型太陽電池に関する道の取組についてでありますが、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向け、北海道省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、新エネの最大限の活用を目指し、各般の施策を推進するとともに、道自らにおいても、「道の事務・事業に関する実行計画」に基づき、経済性を踏まえつつ、積極的に進めることとし、道有施設における新設・改修時の新エネの導入に加え、振興局へのソーラーカーポートの導入などに取り組んでおります。

また、道としては、今回の行動計画に新たに位置づけたペロブスカイト太陽電池などの新技術の普及、活用にも積極的に取り組むこととしており、企業や市町村の方々等に向け、ゼロカーボン北海道推進基金を活用した道の支援策の情報発信を通じ、その導入を促進することで、再エネの供給に加え、その利活用の拠点化を目指すとともに、社会実装の状況などを踏まえ、道有施設についても導入に向けた検討を進めてまいります。

○山根まさひろ委員　次に、酪農経営についてお伺いいたします。

各部審査における答弁では、酪農地域が置かれている危機の深刻さに対して、道としての認識も対応も不十分と言わざるを得ません。本道の農業・農村は、支援を検討する段階をとうに過ぎておりまして、再生産を守る緊急段階にあります。

外的要因に左右されず、安心して営農を継続できる体制の確立を目指すのであれば、対策を検討してまいるではなく、農家所得を守るための資金繰りや価格補塡、担い手確保の数値目標を示すべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

また、国への要望にとどまらず、本道の農業・農村を守り抜くため、道独自の財源措置の裏づけになる生産現場の影響試算を算出し、各関係機関・団体と連携した上で緊急支援策を示す必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　酪農経営への支援についてでありますが、様々な生産資材の価格が高止まりする中、道は、本年の第１回定例会において、配合飼料価格安定制度の生産者積立金の全額を支援する対策を措置したほか、経営の維持や生産拡大に必要な施設の整備、機械の導入などを支援しているところであります。

また、道では、本年３月策定した第９次北海道酪農・肉用牛生産近代化計画で掲げた農家戸数などの目標の達成に向け、担い手の育成確保をはじめ、道産飼料の生産、利用の促進や、牛乳・乳製品の一層の消費拡大に取り組んでいるところであります。

道としては、こうした取組を着実に進めるとともに、国に対し、経営安定に必要な予算の確保や制度の拡充を求めるほか、生産資材価格の動向を注視しつつ、生産現場の声を丁寧に伺いながら影響の把握に努めるなど、本道酪農の持続的な発展に力を尽くしてまいります。

○山根まさひろ委員　ＪＡ全農では、先月19日、配合飼料供給価格を１トン当たり約3700円引き上げると発表いたしました。前年同期比では約8600円の値上がりとなります。生産資材価格は、高止まりではなく、上昇し続けております。我が会派においても、再三、新たな道独自の支援策を講じるべきだと求めてきましたが、対策は極めて不十分であると言わざるを得ません。本道の酪農家が置かれている危機の深刻さをしっかり受け止め、今後、早急に対応を検討することを強く指摘しておきます。

次に、ＳＯＧＩについてお伺いいたします。

知事は、この間、パートナーシップ制度について、基礎自治体が行う旨の答弁をかたくなに繰り返し、北海道として導入しない姿勢にありますが、既に全国では33都府県が導入し、人口カバー率は93.71％に及んでおります。北海道は、取り残された14道県の一つで、ガラパゴス自治体となっております。

各部審査では、同性の事実婚の方々については、男女の事実婚が受ける公的サービスで対応可能と判断したものについてのみ実施しているとのことでしたが、限定された一部でしかありません。

北海道がパートナーシップ制度を導入すれば、導入していない自治体も、そして民間も、家族としてのサービスを提供することにつながると考えますが、これは誰にも迷惑がかかる制度ではありません。それを裏づけるように、既に導入済みの33都府県では、問題は全く生じておりません。

こうした状況を踏まえ、北海道がパートナーシップ制度を導入しない合理的な理由と、道内における行政サービスの差異が放置されている現状について、知事の所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　性の多様性への理解促進等についてでありますが、道では、ＳＯＧＩを理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが個性と能力を発揮できる社会を実現することが重要との考えの下、パートナーシップ制度の背景にある性の多様性について、道民の皆様に理解を深めていただくための取組を進めてまいりました。

また、パートナーシップ制度による宣誓の有無にかかわらず、道が提供する公的サービスについては、法令等の制約があるものを除き、順次、事実婚の関係にある男女と同様に同性カップルの方々にもサービスを提供してきたところでございます。

道としては、国における法令等に基づくサービス提供の検討状況を注視しながら、道の取組の状況等を市町村と共有し、必要な支援を行うなど、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○山根まさひろ委員　答弁をいただきましたが、もう一度、再質問させていただきます。

社会的にも、家族の形はもう多様になっております。今や、テレビやドラマでも多様な個性を持つキャラクターが当たり前に登場しておりまして、ＳＯＧＩとは全ての人が持っている属性ですが、今のままでは公平であるべき行政サービスが行き届いていない状況にあると考えております。

道がパートナーシップ制度を導入しないとする合理的な理由について答弁がなかったと私は思っておりますので、改めて知事の所見をお伺いいたします。

○鈴木知事　パートナーシップ制度についてでありますが、道では、この制度は、住民登録など基礎的な行政事務を担う市町村において、制度への住民理解や必要性など、その実情に応じて議論や検討が進められていくことが望ましいものと考えており、制度の背景にある性の多様性について、道民の皆様に理解を深めていただくための取組を進めてまいりました。

道としては、法令等の制約があるものを除き、道が提供する公的サービスについて、順次、同性カップルにサービスを提供してきたところであり、引き続き、国の検討状況を注視しながら、道の取組や道内外の施策を市町村と共有し、必要な支援を行うなど、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○山根まさひろ委員　答弁をいただきました。この案件について、我が会派としましては、本当に少しでも進めていきたいという気持ちが強くあるものですから、やっぱり、都道府県が導入するということに必要性があるというふうに思っておりますので、引き続き、この辺はしっかりと検討していただきまして、一歩でも前に進めていただくことを指摘といたします。

最後になります。

北海道人権施策推進基本方針などの理念や考えに従い、これまでも、人権を尊重する道政となるよう、我が会派では、パートナーシップ制度の導入などを知事に再三求めてきましたが、いまだに前向きな考えは示されておりません。知事は、誰もが平等に尊敬され、希望の持てる行政サービスを講じる責務があると考えております。これは、補正予算の考え方についても同じだというふうに私は思っております。

今現在も偏見や差別で苦しむ道民の方々の声を真摯に受け止め、そうした方々に寄り添う温かい道政運営に努めるなど、共生社会の推進に寄与されますよう強く指摘をして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○桐木茂雄委員長　以上で山根委員の総括質疑は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後２時25分休憩

午後２時46分開議

○桐木茂雄委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

総括質疑の続行であります。

中野渡志穂君。

○中野渡志穂委員　私は、物価高対応緊急経済対策について、交通安全対策について、国際交流について、道立公園などのトイレについての４点について、以下、簡潔に知事に伺います。

初めに、物価高対応緊急経済対策についてであります。

本道では、物価の上昇が長期にわたり続いている中、中東情勢の緊迫化に伴って、シンナーや塗料など、ナフサ由来の石油化学製品の価格高騰や供給不安が顕在化しております。

このような中で、我が党においては、ＬＰガスなどの道民負担の軽減や石油化学製品等の供給不足の影響を受ける事業者等の支援を知事に要望したところであります。

今回、道として、ＬＰガス料金の値引きの支援や道内の中小企業を対象とした貸付金などの取組を盛り込んだ約57億6000万円の物価高対応緊急経済対策の改定案を取りまとめられたところでありますが、知事は、現在の経済状況をどのように認識されているのか、また、このたびの対策の考え方についても併せて伺います。

○桐木茂雄委員長　知事鈴木直道君。

○鈴木知事　物価高対応緊急経済対策の考え方などについてでありますが、本道では、物価上昇が続く中、中東情勢の影響により、燃料油や石油化学製品の高騰、供給不足など、道内においても影響が顕在化し、道民の皆様の暮らしや事業者の方々の経営は大変厳しい状況が続いているものと認識しております。

このため、道では、地域や幅広い分野の方々の声、さらには道議会各会派の皆様からいただいた御要望などを踏まえ、物価高対応緊急経済対策を改定し、価格、供給、経営の３本柱に、省エネ・新エネ／省資源・リサイクルといった柱を加え、４本柱で対策を進めていくこととしたところであります。

道としては、こうした考えの下、今般、国の支援の対象外となるＬＰガス料金、特別高圧電力料金への支援や、短期の運転資金にも対応する道制度融資の特別枠の設定といった補正予算案を本定例会に提案したところでございます。

○中野渡志穂委員　厳しい状況が続いているとの認識の下で、４本柱で対策を進めていくとのことでありますが、では、次に、今後の原油高騰対策について伺います。

中東情勢は依然として見通しが立っておらず、今後も影響の長期化が見込まれることから、さらなる対応が必要となる場面があるのではないかと考えます。インフレの傾向が長期化する中、株価などは上昇しておりますが、今回の中東情勢は、生活基盤が弱い方、家族を支え大変な苦労をされている方の暮らしを直撃しております。

我が党は、この間、原油高騰の影響を直接的に受けている中小・小規模事業者の方々から要望や意見などを伺ってまいりましたが、今後、さらに悪化した場面で、国の経済対策を待つことなく、道として、断固、必要な対策を実施すべきと考えます。知事の所見を伺います。

○鈴木知事　中東情勢の影響への今後の対応についてでありますが、中東情勢は、依然として先行きが不透明な状況にあり、影響の長期化が懸念されることから、道では、本定例会で追加提案した補正予算案の事業などに加え、今後、プッシュ型の事業者支援を強化するため、新たに庁内プロジェクトチームを編成し、国や関係団体の方々と連携して、課題を抱えている地域の事業者の皆様の実情を丁寧に把握し、必要な支援施策の紹介などを機動的に行うほか、これを通じて得られたニーズや幅広い分野の方々の声、広域分散で積雪寒冷といった本道の特性を踏まえ、国に

対し、必要な対策を求めてまいります。

また、道としては、今後とも、中東情勢や国の政策動向等を注視しながら、状況変化に応じて適切に対応できるよう取り組んでまいります。

○中野渡志穂委員　積雪寒冷という特性を踏まえ、国に必要な対策を求めるとのこと、よろしくお願いいたします。

次に、交通安全対策についてであります。

我が党は、今定例会に先立って、道内外からの観光需要の拡大や、日本の交通ルールに不慣れな外国人運転者の増加、運転者の高齢化などを背景に、交通事故リスクの高まりを踏まえ、道に対し、交通安全対策に関する要望をさせていただきました。その上で、一般質問や各部審査では、我が党の議員から、自転車運転の対応をはじめ、飲酒運転対策、高齢者や外国人のドライバーといった観点から道のお考えを伺い、それぞれ、市町村や地域の関係団体との連携や、運動参加者の裾野の拡大といった考えをお示しいただいたところであります。

交通事故から道民の安全、安心を守るためには、警察による取締りのみならず、交通ルールや運転マナーなど、安全教育の徹底、横断歩道や信号機などのインフラ整備、運輸・交通事業者における安全優先の企業風土づくり、さらに、危険箇所情報の共有や地域における見守り活動など、地域全体で取り組むことが重要と考えます。

交通安全は、道庁だけではなく、道教委や警察、国や市町村を含め、関係機関との連携の下、取り組んでいく必要がある課題であり、まさに関係機関の総力を挙げて取り組まなければなりません。道として、交通安全対策になお一層積極的に取り組んでいただきたいと考えます。

まさに、夏場の本格的な観光シーズンを迎える中で、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

○鈴木知事　交通安全の取組についてでありますが、交通事故を防止するためには、道警察はもとより、関係機関や市町村の方々等との連携の下、社会全体で交通ルールの遵守と正しいマナーを実践する機運を醸成して取り組むことが重要であります。

このため、道では、これまで、多くの人が集まるイベント主催者や、商業施設をはじめ、道路管理者、教育機関等、幅広い関係者の方々の御協力をいただきながら、啓発活動の実施や安全確保対策など、交通安全対策を進めており、特に夏の行楽期においては、「飲酒運転根絶の日」に決起大会を開催し、全道一丸となって飲酒運転の根絶に取り組んでまいりました。

道としては、地域の関係団体の皆様と一層連携を密にし、運動参加者の裾野拡大を図るとともに、交通事故の要因分析に基づき、より幅広い視点で対策を検討するなど、交通事故や飲酒運転のない、安全で安心な北海道の実現に向けて取り組んでまいります。

○中野渡志穂委員　私も、少年補導員として、チャイルドガイドの役目を持って通学の見守りをしております。また、保護司として、交通安全の啓発活動も地元の北区で行っておりますが、運動参加者を増やすことは、ドライバーへも保護者へも注意が促され、効果も大きく重要なことと考えております。それでもなお危険性の高い場所には、信号機などのインフラ整備をしっかり進

めていただきますようお願いいたします。

次に、国際交流についてであります。

さきの一般質問では、不透明な国際情勢の中にあって、道として、国際交流をなお一層展開することが重要との認識の下、これまでの海外交流の積み重ねの上で、国際交流について、今後どのように取り組んでいくのか、また、ＪＩＣＡと連携した国際貢献をどのように進めていく考えなのか、伺いました。

知事からは、観光や１次産業などの分野を加え、交流を一層発展させていき、北海道の知名度を上げることで、さらなる交流拡大が期待される地域との交流を深めていくとの考えをお示しいただきました。また、道内での開設から30年を迎えたＪＩＣＡとの連携により、国際協力に取り組んでいくとの御答弁がありました。

その後の各部審査では、ＪＩＣＡとの連携について、ＪＩＣＡ北海道が積み上げてきた人材や地域、団体とのネットワークを生かしながら、ＪＩＣＡとの連携協力が本道の持続的発展へとつながるように取り組むとのお考えをお示しいただいたところであります。

改めて、知事から、ＪＩＣＡとの連携について、今後どのように進めていく考えなのか、どのような展望をお持ちなのか、伺います。

○鈴木知事　ＪＩＣＡとの連携についてでありますが、道とＪＩＣＡが緊密に連携をし、外国人材の受入れ拡大や共生等に取り組み、グローバル化に対応した北海道の発展につなげていくことが重要であります。

道では、令和４年２月、これまで取り組んできた海外からの研修員の方々の受入れや、海外協力隊の皆様の派遣を通じた人的交流などに加え、多文化共生の推進等、新たな分野での連携を強化するため、ＪＩＣＡと包括連携協定を締結するとともに、本年３月に策定した新たなグローバル戦略においても、ＪＩＣＡ北海道や道内のデスクと協力し、地域での日本人と外国人との交流を促進するようお示しいたしました。

道としては、今後とも、ＪＩＣＡとの連携の下、海外研修員の方々の受入れ支援や、寒冷地技術といった本道の地域特性に根差した国際協力を着実に推進するなど、国際交流・協力による地域間のつながりの拡大を図り、地域と世界が調和しながらともに発展し、世界で輝く北海道を目指してまいります。

○中野渡志穂委員　よろしくお願いいたします。

次に、道立公園などのトイレについてであります。

私は、これまで、道立公園などのトイレに関し建設部に、観光振興の課題に関し経済部に、そして、学校のトイレの洋式化に関し対応が急務な教育庁に各部審査で伺ってまいりました。特にトイレは、ユニバーサルデザインの観点からも、施設の満足度を左右する重要な設備であることから、早急に対応が求められているものと考えます。そこで、伺います。

国土交通省では、有識者会議やパブリックコメントを経て、先日、「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」を決定し、発表いたしました。これによると、行政や

施設管理者などに対し、男女のトイレの待ち時間が平等になるよう、バランスに応じた便器の設置を求めていくこととしております。

そこで、まず伺いますが、知事も、空港や駅、イベント会場などで、トイレを前に、女性用のトイレのほうが男性用トイレよりも長蛇の列になっているのを御覧になったことがあるかと思いますが、長い間、見過ごされてきたこの問題に対し、まず、今回、国がガイドラインを決定したことについてどのように受け止めているのか、伺います。

○鈴木知事　ガイドラインについてでありますが、交通施設や公園、イベント会場等の公共トイレにおいては、利用が集中し、とりわけ女性用トイレに行列が生じており、国が行ったアンケート調査においても、行列に並ぶことについて不便、不満、不安を感じると回答した割合は、男性よりも女性が高く、利用者の皆様の利便性が損なわれていると認識しております。

このたび、国は、男女を問わず、誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指して、「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」を策定したところであり、道では、今後、様々な施設においてガイドラインが広く活用されることで、トイレの行列問題の改善が進み、利用者の皆様の利便性向上が図られるものと期待しているところでございます。

○中野渡志穂委員　利用者の利便性の向上が図られるとの御答弁でありますが、では、普及啓発について伺います。

長い間、見過ごされてきた問題に対して、ようやく国からガイドラインが示されましたが、国土交通省の調査によれば、トイレ使用の実態、利用時間などは男女差もあるようですが、女性トイレの前だけが長蛇の列ができるような不平等は早期に解消すべきものであり、将来的には、全ての方が必要となるトイレ整備が重要なことと考えます。

対象となる公共トイレは、駅や空港など多くの施設にあり、改修には時間がかかりますが、知事は、このガイドラインの普及に向け、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木知事　ガイドラインの普及についてでありますが、本ガイドラインは、待ち時間の男女差の解消や混雑緩和に向けた在り方が示されるなど、公共トイレ環境の整備を進める上で重要な指針と考えています。

道としては、今後、道有施設において、ガイドラインを踏まえ、担当部局が連携して利用者の皆様の利便性向上に配慮した整備に取り組むほか、不特定多数の方が利用する民間施設においては、ガイドラインの理解が進むよう、ホームページでの周知を図るとともに、空港や駅など多数の方が利用する施設を所管する国や関係機関の皆様と協議をするなど、本ガイドラインに基づき、誰もが快適にトイレを利用できる環境づくりに努めてまいります。

○桐木茂雄委員長　以上で中野渡委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

石川さわ子君。

○石川さわ子委員　それでは、初めに、子どもへの情報発信について伺います。

各部審査において、子どもが道内のどこに住んでいてもワンストップで相談できる窓口があるべきと伺いましたが、今後、既存機関へのヒアリングを行うなどして議論を深めていくとの答弁にとどまりました。

知事は、子どもの相談窓口の在り方についてどのように考えておられるのか、また、ワンストップ窓口の必要性についてどのような所見をお持ちなのか、伺います。

○桐木茂雄委員長　知事鈴木直道君。

○鈴木知事　子どもからの相談への対応についてでありますが、国や民間団体の方々等が設置している道内の各種相談窓口に子どもたちが容易にアクセスでき、一人一人の悩みや課題にきめ細かく対応できる環境を整備していくことが重要であります。

道では、昨年度作成した、子どもの権利についてのデジタルハンドブックに、虐待対応ダイヤルなどの電話相談窓口やＳＮＳを活用した相談システム等の情報を掲載し、学校を通じて子どもたちに配付するなど、相談窓口の周知に取り組んでまいりました。

これに加え、現在、アクセスのしやすさや相談窓口の連携など、現行の相談体制に関する課題も含めた、子どもの権利擁護の在り方について、こども施策審議会のワーキンググループにおいて、必要な情報を整理しつつ、議論をいただいているところであり、道としては、その検討結果も踏まえつつ、子どもたちがちゅうちょなく悩みを打ち明けられ、幸せな生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

○石川さわ子委員　北海道こども政策推進本部では、ＳＮＳやインターネットの急速な発達により情報が氾濫している昨今、「こどもまんなか社会」の実現に向け、分かりやすい情報の発信の必要性が高まっていることを背景に、子どもたちが正確かつ適切な情報に接することができるよう、子どもへの情報発信を総合政策部と保健福祉部との連携で強化していくということであります。

子どもが大人と情報共有した上で、意見を言うに当たっては、子どもが等身大で道政を理解できるように情報提供することが必要不可欠です。子どもへの情報発信にどのように取り組むのか、知事のお考えを伺います。

○鈴木知事　子どもへの情報発信についてでありますが、本道で暮らす子どもたちが、北海道をより身近に感じ、地域の未来について自分事として考えてもらうためには、道が発信する道政情報や本道の魅力について、子どもたち自身に理解と関心を高めてもらうことが重要と認識しております。

このため、道では、中学生や高校生で構成するこども施策審議会こども部会において、情報発信の在り方などについて、子どもたちの視点から幅広く議論いただくこととしております。

こうした子どもたちの意見やアイデアを積極的に情報発信に取り入れ、親しみやすく、分かりやすい表現や内容となるよう工夫を重ねるとともに、動画やＳＮＳなど多様な広報媒体を効果的に活用することで、子どもたちに道の取組や地域の魅力がしっかりと伝わるよう、情報発信の一層の充実に努めてまいります。

○石川さわ子委員　子どもたちにしっかりと伝わるよう、一層の充実を図るという答弁をいただきました。

しかし、問題は充実の中身です。各部審査では、北海道創生総合戦略に関し、若者や女性に選ばれる地域づくりについてただしたところですが、本道の抱える最大の課題は、近年、若者や女性の首都圏などへの転出超過に歯止めがかからないことです。課題となっている人材育成や雇用創出、保健福祉分野での人材不足に対する取組など、若者や女性が住み続けられる地域づくりに取り組むことが必要です。こうした課題なども、子どもに分かりやすく伝えることが重要だというふうに考えます。この点については、指摘をしておきます。

次に、エゾシカ対策について、市町村による有害駆除への支援を強化すべきであり、国の交付金頼みではなく、財政調整基金を取り崩してでも、緊急対策期間のうちに成果を出すべきではないかとただしましたが、環境生活部長からは、国に対し、必要な交付金の確保を強く要望するとの答弁であり、まるで人ごとのような、緊急対策を設定した道としての本気度が疑われるものでありました。

なぜ、国の交付金にこだわるのか、私は理解ができません。国の交付率が低いのは緊急対策期間の前から分かっていたことでありますし、知事は、個体数を集中的に減少させることと、道費負担が増えることと、どちらが大事だと考えているのか、伺います。

○鈴木知事　エゾシカの捕獲対策についてでありますが、道としては、引き続き、国の鳥獣被害防止総合対策交付金はもとより、特別交付税や道の地域づくり総合交付金等を活用し、市町村の取組を支援するなど、さらなる上積みに向けて取り組み、捕獲目標の達成に向けて対策を強化してまいります。

○石川さわ子委員　知事は、対策の強化というふうに今答弁されましたが、予算の拡充なしに十分な成果が得られると考えているのか、伺います。

○鈴木知事　エゾシカ対策の強化についてでありますが、道では、エゾシカ対策は喫緊の課題との認識の下、緊急対策期間を設定し、これまで、市町村をはじめ、関係者の方々と連携し、捕獲対策の強化に取り組んでまいりました。

こうした中、令和７年度の捕獲数は、多くの皆様に御協力をいただき、１次集計段階では、令和６年度の15万8000頭を上回り、17万頭を超え、過去最多となる見込みとなっております。

道としては、さらなる捕獲数の上積みによる目標達成に向け、これまでの取組に加え、猟期の延長による狩猟機会の増加に取り組むとともに、北海道鳥獣被害対策タスクフォースを活用した、国有林等における捕獲拡大やデジタル技術による対策の高度化を進めるなど、地域の実情に応じた様々な対策を効果的に組み合わせ、エゾシカ対策の一層の強化に取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　これまで、国の交付金の交付率が低いために目標達成ができなかったという説明がなされてきましたが、ただいまの知事の答弁では、特別交付税や地域づくり総合交付金の措置がなされているということであります。それでは、何が要因で目標を達成できないのか説明がつかないのではないでしょうか。しっかりとした要因分析を求めておきます。

また、地域づくり総合交付金についても、現在の予算枠で果たして十分なのかどうか。オホーツク圏の首長からは、エゾシカ対策予算に対する道費助成について要請を受けていることから、今後の予算の充実について検討されるよう、この点は強く指摘をしておきます。

次に、アイヌ政策について、昨年９月と本年３月、札幌市の地下歩行空間でのアイヌ民族への差別的な内容のパネル展示について、アイヌ民族のみならず、市民や団体の抗議を受け、札幌市は、公共施設の使用承認の基準やガイドライン策定を議論する第三者機関を立ち上げ、既に３回の会議が終了したと聞いております。

当初、使用承認については、地方自治法の規定や施設の設置条例により施設側が判断するとのことでしたが、秋元市長は、市としても公の施設の利用などについて一定の考え方を持っておきたいとの認識から、新たに使用承認の基準を検討しようと決断したことを私は評価しております。

一方、道有施設において、2024年に民間団体がアイヌ民族への差別的主張でアイヌの尊厳を傷つける講演会を開催しております。この開催後、市民団体が知事宛てに施設を貸し出さないように求める要望書を提出しております。

道においても、アイヌ民族の尊厳を傷つける展示などの施設の使用基準などの考え方を検討すべきと考えますが、知事のお考えを伺います。

○鈴木知事　公の施設の利用についてでありますが、道においては、正当な理由がない限り、住民の方々が施設を利用することを拒んではならないとする地方自治法の規定を踏まえ、各施設の設置条例において、公序良俗に違反する場合といった利用の不承認とする基準を定めており、特定の行為がこの基準に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体に判断をしているところでございます。

アイヌの方々の尊厳を傷つけることにつながる差別的な言動は決して許されないものであり、道としては、差別や偏見の解消に向けて、道民をはじめ、多くの皆様の一層の理解促進を図るため、国や関係機関の方々との連携の下、様々な機会や媒体を活用した教育や啓発に努めるなど、差別的な言動を許さない共生社会の実現に向け、取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　施設の使用基準などについては、道の考え方は検討しないというふうに受け止める答弁であります。

知事は、本当にそれでよいと思っておりますか。アイヌの人々が差別的言動などによって受けている痛みに対して、行政として、どのように寄り添い、そして立ち向かうのかという姿勢が問われております。

道有施設については、公序良俗を害するおそれがある場合を使用不許可とする条例、規則が定められておりまして、これにより、暴力的な行為や差別、反社会的勢力の関与は禁じられているものと承知をしております。札幌市の施設においても同様の規定が存在する中で、その上で、札幌市はガイドラインの検討を始めたと私は受け止めております。

知事は、道有施設については既存の規定等で足りると考えておられるのか、再度伺います。

○鈴木知事　公の施設の利用についてでありますが、アイヌの方々の尊厳を傷つけることにつながる差別的な言動は、決して許されないものと認識をしているところであります。

道においては、各施設の利用に当たって、不承認とする基準を定め、特定の行為がこの基準に該当するか否かをそれぞれの事案に応じて個別具体に判断しているところでございます。

○石川さわ子委員　納得がいきませんね。道有施設でアイヌへの差別的言動が繰り返されたとしても、差別は許さないと思っているだけですという答弁だと思います。

秋元市長がガイドラインを検討しようと決断できたことが、なぜ、知事におかれましては決断できないのですか。再度伺います。

○鈴木知事　公の施設の利用についてでありますけれども、道においては、各施設の利用に当たって、不承認とする基準を定めて、特定の行為がこの基準に該当するか否かをそれぞれの事案に応じて個別具体に判断しているところでございます。

○石川さわ子委員　ガイドラインの検討も決断できないようでは、道が取り組むという共生社会には全く期待ができないというふうに思います。

国会議員の議連では、アイヌ民族への誤解や偏見に基づく発言が看過できない状況にあるとして、国に対応を求めたとの報道がありました。アイヌの人々が多く生活している北海道において、後れを取ってはならないことを指摘とさせていただきます。

次に、農業課題に関し、南米メルコスールとのＥＰＡ交渉について伺います。

政府が打ち出した南米メルコスールとの交渉開始方針は、本道の畜産や酪農経営にとって、まさに存亡の危機とも言うべき重大な脅威です。ブラジルやアルゼンチンなど巨大な畜産大国を相手に、聖域なき市場開放や安易な関税引下げが行われれば、本道の乳用種肉や和牛の市場は相当の影響を受けることが予想されます。

また、南米畜産物については、過剰な農薬使用による残留リスクと、家畜の感染症リスク、人体への直接的な健康被害から、環境や社会問題に至るまで複数のリスクが存在しております。

残留農薬については、飼料用トウモロコシや大豆の生産において多くの農薬が使用されていると言われており、南米の一部地域では口蹄疫ウイルスが存在し、検疫を擦り抜けた場合、国内の畜産業に壊滅的な打撃を与える危険性があります。

さらに、アマゾン周辺では、牧草地や飼料畑を拡大するための森林伐採が進み、地球温暖化や生態系の破壊につながっているとも言われています。

国益の名の下に、本道をはじめとする地方の基幹産業が切り捨てられ、食に対する消費者の安全が脅かされるような事態は、断じて容認できるものではありません。我が国の食料供給基地・北海道の知事として、今回の政府方針が本道農畜産業に与える影響をどう分析しているのか、伺います。

また、消費者の持つ懸念に対し、どのように受け止めておられるのか、伺います。

○鈴木知事　メルコスールとの交渉に係る影響についてでありますが、先月16日、日本とブラジル両政府の首脳により交渉入りが表明された経済連携協定について、現時点では具体的な交渉は

開始されておらず、影響を見通すことは困難な状況にあるものの、地域からは、本道農業や食の安全への影響を懸念する声が上がっていると承知しています。

私としては、いかなる国際交渉にあっても、本道農業が、再生産を確保し、持続的に発展していけるよう、万全な国境措置を講じることが重要と考えております。

○石川さわ子委員　事業者や消費者の切実な思いを受け、国に対し、知事はどのように申入れをしていくのか、伺います。

○鈴木知事　メルコスールとの交渉に向けた対応についてでありますが、道では、我が国の食料供給地域としての役割を着実に果たしていくため、これまでも、国に対し、本道の重要品目である農畜産物に対する必要な国境措置の確保と、交渉内容の丁寧な説明を求めてきたところでございます。

私としては、本道農業を取り巻く国際環境が厳しさを増すとの危機感を持ち、今後の交渉の動向を注視するとともに、生産者をはじめ、関係者の皆様が不安を抱くことのないよう、関係機関・団体の方々とも連携の上、国に万全な対応を求めるなど、日本の食を力強く支える豊かな農業・農村の実現に向け、取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　知事から力強いお言葉をいただきましたが、今回の交渉は、単なる市場開放や関税引下げだけではなく、検疫制度の緩和につながるのではないかという懸念です。万が一にも、検疫が緩和され、伝染病の侵入を許せば、北海道の畜産業は一瞬にして壊滅の危機に瀕してしまいます。また、食の安全に対する万全の措置も求められております。このことを強く指摘いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○桐木茂雄委員長　以上で石川委員の総括質疑は終了いたしました。

総括質疑の続行であります。

真下紀子君。

○真下紀子委員　私は、初めに、ギャンブル等依存症対策について伺います。

道内のギャンブル依存症は、ネット利用が増加し、若年化も問題となっております。ギャンブル依存症患者の推計値に対して、相談は1.3%、そして治療は0.4%にしか届いていないにもかかわらず、北海道ギャンブル等依存症対策推進計画の策定後、依存症対策推進会議は開催されていないのです。早急に開催して、計画推進の具体策を専門家に議論していただくべきと考えますが、いかがか、伺います。

また、ギャンブル行動調査の実施や、道が公営競技事業者であるホッカイドウ競馬における１次予防の強化も含め、実効性のある対策に取り組むべきではないかと考えますけれども、併せて見解を伺います。

○桐木茂雄委員長　知事鈴木直道君。

○鈴木知事　ギャンブル等依存症対策についてでありますが、道では、保健・医療・福祉関係機関や大学研究機関、当事者団体の方々等で構成する北海道ギャンブル等依存症対策推進会議を、

毎年度、定期的に開催してきているところでありますが、令和８年度については、この会議において、本年３月に新たに策定した第３期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく取組内容を報告し、進捗状況の評価や今後の進め方について御意見を伺う予定であり、具体的な検討項目や開催時期について構成団体の方々と相談しながら検討してまいります。

会議では、道立精神保健福祉センター等における相談件数をはじめ、国や関係事業者の公表データに加え、関係機関・団体の皆様などの協力を得ながら、道内の状況等を共有しているところであり、引き続き、公営競技事業者の方々に対し、利用者自身で依存症の可能性を確認するためのスクリーニングテストの活用等を働きかけるなど、依存症の発症を未然に防止する環境づくりに努めるとともに、推進会議の場で構成団体の皆様と意見交換をしながら、実効性のある対策の推進に取り組んでまいります。

○真下紀子委員　広島県で起きた強盗殺人は大変残忍な事件ですけれども、その背景に、ネットの公営ギャンブルの8000万円の借金があったと報道されております。対策は急務だと申し上げておきます。

知事は、そのほかに、ＩＲに関する基本的な考え方を秋までに示すと繰り返しています。懸念される本道のギャンブル依存症対策について、ＩＲに関する有識者懇談会において議論されておりますけれども、推進会議には事前の説明はされていなかったことが分かりました。基本的な考え方を示す前に、専門家５団体からの要請を踏まえて、保健福祉部と経済部の連携を一層密にして取り組むよう求めたいと思いますが、具体的にどのように取り組もうとしているのか、見解を伺います。

○鈴木知事　ＩＲの今後の進め方についてでありますが、道では、ギャンブル等依存症を所掌する保健福祉部障がい者保健福祉課の担当課長を経済部観光振興課に兼務発令し、ＩＲに関する基本的な考え方の改訂に向けた課題の把握を行うほか、有識者懇談会においても、経済や観光、環境などに加え、ギャンブル等依存症の医療や回復施設の関係者の方々を構成員にするとともに、ギャンブル等依存症を専門とする医師の方を特別委員としてさらに参画いただくなど、ＩＲのメリット、デメリットの両面において様々な観点から御議論をいただきながら検討を深めているところでございます。

道としては、今後、事業者や市町村の皆様に加え、要請のあった北海道ギャンブル等依存症対策推進会議構成機関の方々に対し、基本的な考え方の検討状況について丁寧に御説明の上、今後の有識者懇談会に、いただいた御意見を報告し、対策の現状や課題などについて御議論いただきながら、ＩＲに関する基本的な考え方の成案に向け、着実に検討を進めます。

○真下紀子委員　現状に対する対策が不十分なままで、大変慎重に考える必要があるということを申し上げておきます。

次に、人口減少対策と奨学金返済支援などについてです。

奨学金返済が若者にとって大きな負担となって、結婚、出産を選択できない高い壁となって、今、立ちはだかっています。知事は、この奨学金返済に伴う若者の現状と影響についてどのよう

に認識をされているのか、伺います。

○鈴木知事　奨学金の返済による影響などについてでありますが、大学等の高等教育機関への進学に当たっては、多くの方々が奨学金を活用しており、日本学生支援機構によりますと、道内の大学等においては、令和６年度に４万4255人に対し、334億8000万円の奨学金が貸与されているところでございます。

各種アンケートによると、貸与型奨学金利用者の方々の多くが奨学金の返済に不安を感じており、特に、結婚や出産、子育てといったライフステージにおいて返済の影響を感じるとの調査結果が出ており、多額の奨学金の返済を抱えている方々にとっては、将来の生活設計に影響を与える課題となっていると認識しています。

○真下紀子委員　生涯設計に非常に大きな影響を与えているという認識は、共通になったというふうに思います。

道は、医療職に限定した支援は行っています。46都府県を調査したところ、給付型の奨学金は30団体で実施していますけれども、道は行っていません。返還支援の実施は40団体で実施しているのですけれども、実施していないのは北海道を含めて７団体となっていることが、私ども共産党道議団の独自調査で明らかとなりました。

知事は、この全国の取組をどのように受け止めて、支援の必要性についてどうお考えになったのか、お聞きしたいと思います。

○鈴木知事　全国の取組についてでありますが、全国では47都道府県、876市区町村が、道内でも121の市町村が、国の制度の活用や企業との連携など、様々な形で奨学金の返済支援等を行っており、若者の定着の推進や地域産業の担い手、専門人材の確保などを目的として取組を進めているものと認識しています。

私としては、経済的な環境にかかわらず、どこに住んでいても教育の機会が確保され、地域で暮らし働き続けられる環境づくりが必要と考えています。

○真下紀子委員　知事は、「なおみちカフェ」で、現場の声、地域の実情を聞いてきていると思うのですけれども、こうした問題についてお聞きになったことはありましたか。

○鈴木知事　奨学金に関し、そういった皆様との意見交換といいますか、そういうことについてですけれども、「なおみちカフェ」という形式で、それをテーマとした中での意見交換という形では実施をしておりません。

○真下紀子委員　ぜひ、知事、直接、声を聞いていただく機会を、「なおみちカフェ」じゃなくてもいいですから、つくっていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

全国の調査では、教員など一部専門職に限定した支援もありましたけれども、他都府県の多くは中小企業を対象に広く実施をしております。また、国は、奨学金返還支援を実施した地方公共団体を特別交付税の対象としています。さらに、私が今回、分科会で質問した契約の見直しに本気で取り組むと、相当の財源を生み出せる可能性があることが分かっています。

人口減少が全国を上回るスピードで進んでいる北海道で、若者の生活、人生そのものを応援す

る奨学金返済支援、給付型奨学金の実施を検討するよう強く求めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木知事　今後の道の取組についてでありますが、私としては、意欲と能力のある若者の皆様が、どこに暮らしていても、経済的理由から修学機会が損なわれることのない環境づくりが重要と考えており、道では、これまで、全国知事会とも連携し、高等教育に係る教育費の負担軽減が図られるよう国に要望してまいりました。

また、医療・介護人材の確保のため、修学資金貸付金の返還免除等の取組を進めるとともに、移住支援金の交付を通じて、首都圏在住の方々の道内への就職や起業を支援しているほか、先行事例の情報提供などを通じて、市町村における地域実情に即した奨学金返還支援の取組との連携を図っております。

引き続き、他県や道内市町村の取組に関する効果や課題等の把握に努めるとともに、担い手対策や移住、定住の促進など、様々な施策を組み合わせながら、若い方々一人一人の希望をかなえることのできる地域づくりに取り組んでまいります。

○真下紀子委員　地域の実情を十分御存じの知事においては、ぜひ、そこのところをしっかりと反映できるものにしていただきたいと思います。

それで、ちょっと思い出していただきたいのですけれども、昨年５月、知事は、読売新聞のオンラインで、読売中高生新聞のインタビューを受けていらっしゃいますよね。覚えていますか。Ｘでも書かれていましたから。それで、生活が苦しい人を手助けできる仕事をしたい、家庭の困窮をきっかけにそんな思いを抱くようになって、公務員になった当時のことを振り返っています。

その中で、「もし、自分が困っているときに、助けようと手を差し伸べてくれる人がいたら、その手は絶対につかんでほしいと思います。」と知事が言っているのですよ。それから、「そうやって前に進んだ経験は、必ず力になります。そして、私たち行政も、みなさんが困っているときに、しっかりサポートできる存在の一つでありたいと考えています。」と。本当に私も共感するものでした。

ぜひ、その思いをこの奨学金返済支援の実現につなげていただけないでしょうか。いかがですか。

○鈴木知事　今後の道の取組についてでありますが、私としては、どこに暮らしていても、意欲と能力のある若者一人一人の希望がかなう社会を実現していくことが重要であると考えております。

そのため、経済的な理由により、修学の機会が損なわれることのない環境づくりや、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に向けて、全国知事会とも連携をしながら、引き続き、国に対して要望してまいります。

その上で、地域産業の人材の確保、若者の地域への定着については、引き続き、他県や道内市町村における取組の効果や課題等の把握に努めて、本道各地域の特性に応じ、市町村と連携をし

ながら、様々な施策を組み合わせて効果的な取組の推進を図ってまいります。

○真下紀子委員　当時の思いは変わっていないということを確認させていただいてよろしいですか。

○鈴木知事　私のインタビューに関する思いが変わっていないのかどうかという御質問なのだと思いますが、変わっておりません。

○真下紀子委員　それでは、私は大きな期待をし、見守ってまいりたいと思います。

次に、交通政策についてです。

北海道新幹線札幌延伸工事の入札談合疑惑が報道された５月19日に、知事は、北海道新幹線の札幌延伸は道民の悲願だ、極めて重要な取組であり、影響を与えることがないように整理する必要があるとコメントをしただけで、談合疑惑の全容解明を求めませんでした。

これは、知事の談合に対する認識が甘かったのではないかと考えるわけですけれども、見解を伺います。

○鈴木知事　談合の疑い事案への対応についてでありますが、このたびの事案が明らかになって以降、鉄道・運輸機構の副理事長及びＪＲ北海道の社長から道に対し報告があった際、担当副知事からは、工事の進捗に影響がないよう対応いただきたい旨の申入れを行うとともに、北海道新幹線建設促進期成会総会において、沿線自治体や経済界の方々からも事実関係の解明や工事への影響等の懸念が示されたことから、国土交通副大臣に、直接、事案の全容解明などについて求めたところでございます。

私としては、道民の皆様の悲願である札幌延伸の一日も早い開業に向け、沿線自治体や経済界など関係者の方々と一丸となって取り組んでいる中、国においては、事案の全容解明とともに、今後の建設工事への影響の最小化に向け、最大限に取り組むことが必要であると考えております。

○真下紀子委員　直ちに全容解明を求めた札幌市長と随分違うなという印象も持っておりますので、やっぱり、タイムリーに発信していただきたいというふうに思います。

ＪＲ北海道が提案した黄線区の存続に関して、上下分離方式が提案をされて、沿線自治体の負担を前提とするこの提案には、市町村から大反発が起きております。知事自身も、上下分離方式に、容易ではないという見解を述べているわけですけれども、私ども道議団として、先行して上下分離方式を導入した三セクの青い森鉄道と三陸鉄道に視察に行ってまいりました。共に、貨物線路の使用料が一定の収入を占めていますが、それだけでは足りなくて、旅客運輸収入だけでは黒字経営ができていないということで、これは開業当初から明らかだったと述べて、今後の経営に課題があるというふうにおっしゃっていました。

同様に、道南いさりび鉄道においても、収入の９割が貨物線路の使用料ですけれども、それでも赤字経営にあって、道が財政支援を行っている現状にあります。道や市町村負担を前提とする上下分離方式では、持続的経営の保証は全くなく、ＪＲ北海道の赤字を地方自治体が肩代わりするだけの結果となると考えます。

道として、黄線区の維持・活性化に取り組むというのであれば、黄線区存続に向けたＪＲとの協議にどのように取り組むのか、お聞きしたいと思います。

○鈴木知事　ＪＲの黄線区についてでありますが、ＪＲは、先般、維持する仕組みの構築に向け、上下分離方式を含む四つの項目を中心に地域と協議を開始したいとの考えを公表いたしましたが、上下分離方式については、課題が多く容易ではなく、今後の協議においては、これまで地域で進めてきた取組や議論を踏まえ、その延長線上で協議を進めていくことが極めて重要と認識しています。

道としては、黄線区の抜本的な改善方策の取りまとめに向け、本道の鉄道網全体を捉えた広域的な視点に立って、国やＪＲと調整を行いつつ、ＪＲや沿線自治体の皆様とともに幅広い観点から具体的方策の検討を深めてまいります。

○真下紀子委員　やっぱり、ＪＲに対して、黄線区は維持するのだということと、自治体との上下分離はあり得ないのだという姿勢を堅持して、一丸となって国に線区の維持と財政負担を求めていくべきだということを強く指摘しておきます。

それから、各部審査で、新幹線札幌駅工事に伴う在来線札幌駅改修工事で、改札口の外のトイレ撤去の問題について、トイレは人権の立場から取り上げました。

知事は、道内最大の駅舎から誰もが利用できるトイレが全くなくなることを、公共施設という観点からどう認識しているのか、お聞きします。

○鈴木知事　ＪＲ札幌駅の改修についてでありますが、ＪＲでは、札幌駅の改札内にあるトイレは、リニューアル工事を終え、利便性の確保に努めているほか、駅の改札の外にあるトイレについては、2028年度以降に開業予定の新たな商業施設の整備と併せて、駅周辺のエリア一体で、トイレを含めた利用者の皆様の利便性が確保されるとしており、多くの方々が利用する鉄道駅については、利用者の皆様の利便性確保やサービスの向上を図っていくことが重要と認識しています。

○真下紀子委員　総合政策部は、大雪や災害などで滞留の発生が見込まれる際のトイレ利用について、必要な対応が図られるようＪＲに伝える旨の答弁をされていますけれども、やはり、利用者の声を聞いて反映していくべきだと思います。知事からも、ＪＲに再考を求める声を伝えていただきたいと思うのです。

旭川駅には、改札口の外に３か所のトイレがあるのですよね。旭川駅でもそうなっているので、札幌駅では、トイレまでの距離ができると粗相することがあるかもしれない、こういう不安がありますので、ぜひＪＲに届けていただきたいと思います。

この答弁を聞いて、質問を終わります。

○鈴木知事　災害時の対応についてでありますが、本年１月の大雪時において、駅に滞留者の方々が発生した際には、ＪＲや札幌市と調整し、地下歩行空間などで一時滞在場所が開設されたところであります。

ＪＲを含む関係企業の皆様と札幌市が共同で推進している駅前再開発事業の整備方針におい

て、一時滞在場所の確保による災害時の帰宅困難者対応を掲げており、道としては、大雪や災害などで滞留者の方々の発生が見込まれる際の対応として、商業施設等のトイレの利用も含め、ＪＲが利用者の皆様の目線に立って、利便性の確保に配慮をするよう働きかけてまいります。

○真下紀子委員　終わります。

○桐木茂雄委員長　以上で真下委員の総括質疑は終了いたしました。

以上で総括質疑は終結と認めます。

これをもって、付託議案に対する質疑並びに質問は全て終結いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する意見の調整は理事会において行うことといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桐木茂雄委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後３時50分休憩

午後３時53分開議

○桐木茂雄委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの理事会において付託議案に対する意見調整を行いました結果、議案第１号、第２号及び第16号につきましては、いずれも原案のとおり決するべきとの結論を得た次第でありますので、御報告を申し上げます。

お諮りいたします。

別に御発言もなければ、本件は、いずれも原案可決とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桐木茂雄委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第１号、第２号及び第16号は、いずれも原案可決と決定いたしました。

お諮りいたします。

付託議案に対する審議経過及び結果に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○桐木茂雄委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって、本委員会に付託されました議案の全部を議了いたしました。

１．委員長の閉会の挨拶

１．閉　　会

○桐木茂雄委員長　本委員会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会は、６月24日に設置以来、令和８年度北海道一般会計補正予算を中心に、道政全般に

わたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、武田副委員長、植村、滝口(直)両分科委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、深くお礼を申し上げるところであります。

以上、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

これをもって閉会いたします。（拍手）

午後３時55分閉会